指宿市景観計画(素案)に対するご意見とそれに対する市の考え方

No	ご意見等	意見等に対する市の考え方
1	【表紙】年月の下に「指宿市」を入れる。	ご指摘のとおり「指宿市」を加筆いたします。
2	【目次】3つの章に区分する。	ご指摘の内容を踏まえ,以下のとおり目次の構
	(仮)第1章 指宿市の景観1~9	成を検討いたします。
	第2章 指宿市の景観創り10~14	第1章 指宿市の景観(1~5)
	第3章 景観形成の推進 15	第2章 指宿市の景観創り(6~13)
	理由:目次は,そこを見るだけで全体の大枠が	第3章 景観形成の推進 (14)
	把握できる方が望ましい。1~15が連	意見 7 に対する考え方により目次の構成を
	続して記述されている現状では , 読み手	再編する予定です。
	の努力が要る。	なお,各章とは別に資料編として,策定経過及
		び,これまで開催した市民参加の景観まちづくり
		ワークショップ(以下,「ワークショップ」)や
		指宿市景観計画策定検討委員会(以下「委員会」),
		指宿市景観計画策定協議会(以下,「協議会」)
		に関する資料を掲載する予定です。
3	【P1】図表 - 1の「指宿市景観条例」(破線	ご指摘の内容を踏まえ,「指宿市景観条例」及
	枠)と「指宿市屋外広告物条例」(実線枠)の	び「指宿市屋外広告物条例」の位置関係を整理し,
	位置を取り換える。また,矢印の向きも上向き	図表 - 1 (指宿市景観計画の位置づけ)の構成を
	にする。加えて,鹿児島県屋外広告物条例の接	再検討いたします。
	続位置も変える。	
	理由:指宿市景観条例の制定はこれからという	
	ことかもしれないが,現状では,本計画	
	は指宿市屋外広告物条例に基づいて策	
	定されるような誤解を生じる恐れはな	
	いか。	
4	【P3】全文を以下のとおりとしたら , いかが	ご意見の内容を参考にさせていただきながら ,
	か。	(1)概況の説明文が,指宿市の景観を大きく幅
	(仮)本市は、鹿児島県薩摩半島の南端に位	広く捉えた記述となるよう,全文の見直しを検討
	置し,東シナ海と錦江湾に面していることか	いたします。
	ら,陽光まぶしい開放的で美しい自然の景観に	
	恵まれています。	
	また,本市には九州で一番の大きさの池田湖	
	や古くは南蛮貿易の重要な中継地であった山	
	川港 , 市内の各所に温泉情緒を醸し出す湯煙な	
	ど,火山性地形と生活圏が一体となった独特の	
	景観が形成されています。本市を周遊する沿道	
	には亜熱帯植物や色鮮やかな花壇が見られ,市	
	西部には秀麗な稜線が大空に際立つ薩摩富士	
	こと開聞岳が眺められ , アロハのまちの南国ム	
	ードが漂う長崎鼻もあります。	

No	ご意見等	意見等に対する市の考え方
4	市東部には環境省の「かおり風景百選」に認	
(続き)	定されている潮の干満で陸続きになり歩いて	
	の渡島も楽しめる知林ヶ島の浮かぶ景観も見	
	どころです。	
	更に本市では , 市域の 3 4 % が景観の秀でた	
	地域のみが指定される国立公園となっている	
	自然景観はもとより , 畑地の土壌や温暖な気候	
	などの特性を活かし , 白や黄色の清楚な花を咲	
	かせ緑鮮やかに整然と作付けされた農村地域	
	の景観も市民に季節感と潤いを与えています。	
	理由:この項は,「概況」である。指宿市の景	
	観を大きく幅広く捉えた記述が必要で	
	はないか。現案は , スポット的な景観の	
	記述にとどまっている感じである。	
5	【 P 3 】1行目「鹿児島湾」 「錦江湾」とする。	ご指摘のとおり「錦江湾」に修正いたします。
	理由:本計画では,市民が日常的に使う用語が	なお,本計画内の表現を全て統一いたします。
	望ましい。下から3行目には「錦江湾」	・P13 図表-9 (2知林ヶ島の概要文内)
	とあり,用語の統一も必要。因みに,環	
	境省は本市のエリアを「霧島錦江湾国立	
	公園」と称している。	
6	【P3】「図表 3 地形等の概要図」だけで良	図表 - 3 は地形等の概要として地質の分布等を
	いので , 「距離スケール」 , 池田湖の「水深」 ,	確認する目的で掲載しており,地図としての距離
	開聞岳の「標高」を入れる。	等の確認は想定していないため「距離スケール」
	理由:地図において,距離と方位は必須である。	の表示はしておりません。
	池田湖の水深は,目には見えない景観で	また,本図には等高線等が無く標高(水深)の確
	はあるが,その事実は心象風景として残	認は想定しないため,記載は行わないこととさせ
	るものである。	ていただきます。
		なお, P 3 以降の図表についても, それぞれの
		目的別に掲載しているため,同様の取り扱いとさ
		せていただきます。
7	【 P 3 】「図表 3 地形等の概要図」の下に,	P12の図表 - 8「都市地域構成図」は,前項
	P12の「説明文」と「図表 8 都市地域構成	の指宿市都市計画マスタープランの流れから順序
	図」を移動してくる。	立てて掲載を行っているものであります。
	理由:これにより,図表-3の自然的区分図	ご指摘の内容を踏まえて、掲載位置はそのまま
	と図表 8の人為的区分図が"対"を成し、 地容素の暑親の其歴をかず東急が理	とし,目次及び各項のタイトル構成を再編いたし ***
	し、指宿市の景観の基礎をなす事象が理	ます。
	解しやすくなる。加えて,P12の「4 都市地域の構成」が,ここにポツンと有	・4都市地域の構成 (3)都市地域の構成 これに伴い,以降の目次(大項目)のナンバリ
	都市地域の構成」が,ここにホワノと有 ることは,不自然ではないか。	これに伴い,以降の自然(入頃日)のテンパリー ングを修正いたします。
	るここは,小日然では仏がが。	うりを修正いたします。 ・5景観資源の抽出 4景観資源の抽出
		(中略)
		(中曜)

No	ご意見等	意見等に対する市の考え方
7		・15景観形成の推進に向けて
(続き)		14景観資源の推進に向けて
8	【 P 4 】(2)のタイトル「指宿火山群に立地	ご指摘のとおり,タイトルを修正いたします。
	する湯のまちの景観」 「湯のまちと指宿火山	
	群の景観」とする。	
	理由:市民や観光客の指宿に対するイメージ	
	は ,先ずは「湯のまち」であり ,次に「火	
	山」との関係であろう。	
9	【P4】「スメ」の枕詞として,「温泉蒸気の	ご指摘の内容を踏まえ,「スメ」がよりわかり
	熱を利用して食材を加熱処理する・・・」スメ	やすくなるよう , 枕詞を加筆いたします。
	といった説明の一言を加えたらどうか。	
1 0	【P4】標高「214.8」 「215」とす	ご指摘のとおり,有効数字の取り扱いは非常に
	るなど,要検討。	大事な部分ではありますが,掲載されている数値
	理由:本計画の主旨,有効数字などの観点から,	については,委員会の中で議論がなされ,公表さ
	小数点以下をどこまで記述するかは要検討。P	れている数値については,そのまま記載を行うこ
	6には「34.08%」,「5,072.0ha」	ととなりました。よって,有効数字として統一す
	と,P12には「45.3%」とあるが,これ	るのでなく , 現行のまま詳細な数値での記載とさ
	らも同じ。	せていただきます。
1 1	【P5】「他方、」 トル。	ご指摘のとおり,文章を修正いたします。
1 2	【P5】「捍海隄」の枕詞として ,P29の「天	ご指摘の内容を踏まえ,「捍海隄」がよりわか
	保年間に・・・築かれた」をここに持ってくる,	りやすくなるよう , 枕詞を加筆いたします。
	あるいは , もう少し文言を加えて「天保年間	また,ふりがなについても加筆いたします。
	に・・・築かれた、浅瀬でも船を安全に停泊さ	
	せることのできる石造りの防波堤である」捍海	
	隄とする。また,初出だけで良いので「ふりが	
	な」を付けた方が良い。	
	理由:文言の説明は,最初に出てくる文言のと	
	ころでするというのが通常。枕詞の追加	
	を示したのは,「捍海隄」は浅瀬の海岸	
	で潮の満ち引きによる海水位の変動に	
	関わらず安全に停泊でき , しかもコンク	
	リートでなく風情のある石造りが郷愁	
	を誘う海浜風景を形成しているという	
	ことを , 本計画においては伝えた方が良	
	いと思うから。	
1 3	【P5】「図表 4 文化財等の分布図」の下に,	景観資源は,文化財等に限られるものではなく,
	P 1 3 の「説明文」と「図表 9 景観資源一覧」	自然景観としての景勝地や観光スポット等を含め
	を移動してくる。	景観資源としてのまとまった一つの項目であると
	理由:これにより,図表-4の法令的景観資源	考えておりますので,P13~P15のとおり現
	と図表 9の市民認識的景観資源が	行の掲載のままとさせていただきます。
	" 対 " を成し , 指宿市のスポット的景観	

No	ご意見等	意見等に対する市の考え方
1 3	の種類や位置などが把握しやすくなる。	
(続き)	加えて,Р13の「5 景観資源の抽出」	
	が,ここにポツンと有ることは,不自然	
	ではないか。	
1 4	【P6】数値の取り扱いについては,意見10	意見10に対する考え方と同様です。
	で述べたとおり。	
1 5	【P7】農地の景観について,指宿市ではどう	ご意見の内容を参考にさせていただきながら,
	なっているのか,その特徴や特性を景観の観点	(5)農地の景観の説明文が,事務的でなく,そ
	を踏まえてもう少し記述したらどうか。	の特徴や特性を踏まえた記述となるよう,全文の
	理由:指宿市には,沿道には各種の小売店舗	見直しを検討いたします。
	が , 海岸部には大きなホテルが見られる	
	が , 大工場が次々と連なる風景は見られ	
	ない。農地では、当たり一面に広がる水	
	田の風景もない。ところが,これこそ指	
	宿市の火山性の土壌や気候の特性を活	
	かしたと言える , 清楚な白い花を咲かせ	
	る豆類や南国の豪華な花を思わせるオ	
	クラの花 , 辛抱強く地べたに這いつくば	
	ったイモ畑など,季節感,気候風土,農	
	業の匂いいっぱいの農地が広がってい	
	る。現状の記述内容は , 事務的な感じが	
	する。	
1 6	【P12】このページをP3に移動した方が良	意見7及び意見10に対する考え方と同様で
	いというのは,意見7で述べたとおり。また,	す。
	数値の取り扱いについては , 意見 1 0 で述べた	
	とおり。	
1 7	【P13】このページをP5に移動した方が良	意見13に対する考え方と同様です。
	いというのは,意見13で述べたとおり。	
1 8	【P19】「7 景観形成の目標」 「7 景観	ご指摘のとおり,タイトルを修正いたします。
	形成の理念と目標」	
	理由:「7」には理念と目標が記述されている。	
	一般には , 理念が目標より上位に位置付	
	けられることから ,「理念」を追記する。	
1 9	【 P 1 9 】文の上部「本市の景観は、この地	ご指摘のとおり、P19の説明文(上部矢羽ま
	に・・・います。(矢羽)守る・・・繋ぐ」を,	で)はP23以降に掲載しています景観形成の基
	P 2 3 の「9 景観計画区域に・・・関する方針」	本的方針(~)に直接関連するものでござい
	の直下に移動する。	ます。
	理由:この部分は、理念というより、景観形成	よって,ご指摘の内容を踏まえ,説明文の掲載
	のための手順という色合いが強い。むし	場所を再検討し,よりわかりやすい構成に再編い
	ろ、 P 2 3 の「 9 景観計画・・・方針 」	たします。
	の内容との親和性が高いのでは。	

No	ご意見等	意見等に対する市の考え方
2 0	【P19】基本理念の各文の最後の「必要があ	ご指摘のとおり,文章を修正いたします。
	ります」は,削除する。	
	理由:ここでは,本計画では景観形成をどう考	
	えるかという理念(考え方)を述べるに	
	とどめれば良いと思う。	
2 1	【P19】枠内の「景観まちづくり・・・語ら	基本理念として掲げた「五感に訴える」景観づ
	れた」は,削除する。	くりは,ワークショップの中で生まれた重要なキ
		ーワードであることから , その背景を強調する意
		味で記載を行っておりましたが,本項の基本理念
		に関する冒頭説明で同様の表現が使われている部
		分もありますので,ご指摘の内容を踏まえ,文章
		の修正を検討させていただきます。
2 2	【 P 1 9 】枠内の「来訪客が訪れて」 「観光	来訪客という表現には、観光客を含め、観光目
	客が訪れて」とする。	的以外で指宿市を訪れる全ての方々を意味してお
		ります。よって、観光客という表現では対象者が
		狭義となってしまうと考えております。
		なお, P 2 1 の「景観形成の基本目標」 のタ
		│ イトル中に「来訪者」という表現を使用しており │ │ ましたので,統一を図るため,「来訪客」を「来
		なりたので,紙一を図るため,・未訪各」を・未 訪者」に修正いたします。
		初有」に修正がたしより。
2 3	【 P 2 0 】「ほっと 感 いぶすき」を P 2 1	
	の「(2) 景観形成の基本目標」の上部に移	するにあたり,広く市民の意見を取り入れるため
	動し , 現文はそれに応じた加工をする。結果と	にワークショップを開催しており,そこで提言の
	して,「(1)基本理念と将来像」は「(1)	あった内容をP19~P20の基本理念と将来像
	基本理念」に,P20は削除する。	に盛り込んでおります。
	理由:「ほっと 感 いぶすき」については,	こちらに掲載している内容は,ワークショップ
	市民有志が色々と意見を出し合って提	を通じて参加者及び景観アドバイザー(有識者)
	案されたという経緯には敬意を表する	の方々の賛同を得た成果を計画提案し,委員会及
	が,状況を承知しない一般市民がこれに	び協議会でも承認をいただいている重要な部分で
	より指宿市の将来の景観像をイメージ	あると考えているため,現行のままとさせていた
	できるだろうか。そもそも,このフレー	だきます。
	ズだけで " 景観 " の " 将来像 " を表すに	
	は,無理がないか。それ故に,上部や下	
	部の説明が必要になっているのではな	
	いか。むしろ,P21の「目標」と一緒	
	にした方が,5つの目標を一言に集約	
	し、頭に残りやすく、みんなで唱和しや	
	すいという意味で,価値が出てこない	
	か。	

No	ご意見等	意見等に対する市の考え方
2 4	【 P 2 1 】記述の問題なのか,受け取り方の問	景観形成の基本目標として掲げた ~ の全て
	題なのか ,ここで言う「基本目標」は景観の「よ	において,ご指摘のあった目標の捉え方のどちら
	り良い"形成"の在り方」が目標なのか、より	にも該当するものと考えておりますので,現行の
	良い景観形成に努めた結果の先にある「景観そ	ままとさせていただきます。
	のもの」が目標なのか。後者であれば,「来	
	訪者にときめき…景観づくり」は,「 来訪者	
	にときめき・・・景観」としたほうが良いので	
	は。	
2 5	【P22】「8 景観計画の区域」 「8 景観	良好な景観形成を図っていくためには,市民を
	計画の区域と期間」とする。	はじめ,事業者や各種団体などの理解と協力のも
	理由:計画論的に言えば,ここらで「計画期間」	と長期的に取り組むことにより実現するものであ
	を述べる必要がある。	ると考えるため,計画期間は定めておりません。
	(意見19を参照)	しかしながら,本計画のP51以降に記載のあ
		る景観形成重点地区の候補地等において,重点地
		区の指定を行う場合や、景観資源の保全・活用の
		状況に応じて,適宜,計画内容の追加・修正を行
		い発展型の計画として運用することとします。
2 6	【P26】次のとおり用語を変更したらどう	景観類型の整理と景観形成方針については,委
	か。(2)景観類型の整理と景観形成方針 「景	員会及び協議会において議論いただき,承認され
	観の類型化と・・・」とする。	た用語であることと,本計画では対象区域を指宿
	ア 景観形成ゾーン 「観光景観ゾーン」とす	市全域として考えているため,ご指摘の内容にあ
	る。	る「観光」や「生活圏」という表現を使用した際
	(ア) 開聞岳・長崎鼻・竹山景観ゾーン	に,指宿市全域を網羅するためには,少し狭義に
	(イ) 池田湖・鰻池・開聞岳景観ゾーン	取れる部分もあると考えられるため,現行のまま
	(ウ) 指宿温泉景観ゾーン	とさせていただきます。
	魚見岳・知林ヶ島地区	
	指宿駅前地区	
	摺ケ浜地区	
	今和泉・宮ヶ浜地区	
	(エ) 山川港臨海景観ゾーン	
	イ 景観エリア 「生活圏景観エリア」とする。	
	(ア) 農地景観エリア	
	(イ) 森林景観エリア	
	(ウ) 温泉景観エリア	
	(工) 漁港景観エリア	
	ウ 景観形成軸 「環境景観軸」とする。	
	(ア) 火山カルデラ自然景観形成軸 「形	
	成」をトル。	
	(イ) 臨海景観形成軸 「形成」をトル。	
	(ウ) 沿道景観形成軸 「形成」をトル。	
	* 以上の変更については ,本文の変更も同じ。	

No	ご意見等	意見等に対する市の考え方
2 7	【P27】図表 13,図表 15に,「凡例」	図表 - 13,図表 - 15については,それぞれ
	を入れる。	の図の中に表記を行い,把握できると判断したこ
		とから凡例を設けておりません。
		また,図表-14については,エリアが点在す
		ることから図面表記が難しいため,凡例を設けて
		整理しております。
		なお , 図表 - 1 6 はそれぞれの図を重ねて見る
		ために用意したものであり、各図に凡例を設ける
		と図表-16での整理が難しくなるため,現行の
		ままとさせていただきます。
2 8	【P27】初出だけでよいから「いじょう」の	ご指摘のとおり,ふりがなを加筆いたします。
	「ふりがな」を付けた方が良い。なお,2番目	
	の「*」は,トル。	
2 9	【P54】(1)にある「空家等対策計画」と	今後「空家等対策計画」の担当課と連携しつつ,
	P55の才にある「空家等対策の推進に関する	個別案件について対応を協議することになるこ
	特別措置法」との関係はどうなっているか。ま	と,空家等対策に関する指導・助言・執行につい
	た,指宿市において,特別法の適用の可能性は	ては,空家等対策の推進に関する特別措置法に基
	あるのか。	づき担当課が中心となって,取り組むこととなる
		ため,本記述については,現状のままとさせてい
		ただきます。
3 0	【P54】「農振法」 正式な法律名とする。	ご指摘の内容を踏まえ,正式名称である「農業
		振興地域の整備に関する法律」に修正いたします。
3 1	【P55】(2)にある「景観法に基づき」	ご指摘のとおり,文章を修正いたします。
	「本計画や関係法令に基づき」としたほうが,	
	本計画の意義が強調されるのではないか。	
3 2	【P55】アのタイトル中の「等」は何を想定	良好な景観形成を図っていくためには,多様な
	しているか。文中の事業者「等」も同じ。	分野の方々の協力が不可欠であると考えており,
		文章中にある市民,事業者,各種団体,行政の他
		にも,例えば,教育機関や市外在住の方など参画
		していただける可能性がある全ての方々を想定し
		ております。
		ご指摘の内容を踏まえ,市民,事業者,各種団
		体,行政及び「等」の表現を見直し,文章の構成
		を再検討させていただきます。
3 3	【 P 5 5 】アの文中の「多くの市民、事業者,	柔軟な考え方に基づくものにはなりますが,例
	各種団体が参画した(組織or話し合いの場)」	えば、P55のア文中にあるような協働の景観づ
	とP56の(3) - アの「景観づくりの組織」と	くりを行うための景観形成推進団体が市民主導で
	は,どういう関係か	発足した場合に , 取組を進めていく中で機運が高
		まり,P56の(3) - アの「景観づくりの組織」
		に発展する可能性は考えられます。

No	ご意見等	意見等に対する市の考え方
3 4	【 P 5 5 】(3) - イにある「具体的な推進組織	市民主導の推進組織もあれば,行政主導の推進
	等」とは,主に庁内の組織ということか。	組織も考えられ,弾力的な表現としております。
3 5	【P56】本計画には,道路を何カ月で建設す	ご指摘の内容を踏まえ,新たに計画の見直しに
	るといった事案などとは異なる,自然や市民の	関する項目を加筆いたします。
	生活が絡む一筋縄ではいかない景観形成につ	
	いて,「計画の進捗状況の点検あるいは評価」	
	というか「計画の見直し」というか,計画を柔	
	軟にとらえ,適宜,必要な項目を起こした方が	
	良くないか。指宿市の景観の太宗を占めるの	
	は,自然景観である。その点において,「第二	
	次指宿市環境基本計画」の「第3章 第4節 自	
	然環境・野生生物」,「同 第8節 環境政策	
	1.豊かな自然や歴史文化を育むまち」からは	
	有益な情報が得られる。	